# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 山口厚生年金 事案 759

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を平成11年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月29日から同年4月1日まで

私は、昭和46年7月に入社してから現在までの期間においてA株式会社に継続して勤務しているが、平成11年3月に同社C支店から同社B支店へ 異動となった時の厚生年金保険の被保険者記録が一部欠落している。

申立期間当時の給与明細書によると、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社が保管する人事台帳及び申立人が所持する平成11年3月分及び同年4月分に係る給与明細書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(平成11年3月29日にA株式会社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する平成 11 年 4 月分の給与明細書に記載された同年 3 月分の厚生年金保険料の控除額から、59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主は「社会保険事務所(当時)に提出した厚生年金保 険被保険者資格取得届の控えは保存されていないが、健康保険組合に提出し た健康保険被保険者資格取得届の控えによると、申立人が当社B支店において平成11年3月29日に健康保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが確認できることから、厚生年金保険に係る届出も同様に行ったものと思われる。」と回答しているものの、当時の関係資料は無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

## 山口厚生年金 事案 760 (事案 25 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年6月1日から 35 月1日1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を 33 年6月1日、資格喪失日に係る記録を 35 月1日1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)へ照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。同社では正社員として勤務し、Bの運転等の業務に従事していた。

今回、当時の同僚の連絡先が判明したので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、株式会社Aにおける、申立期間当時の業務内容及び同僚の氏名を記憶しており、元監査役が申立人は申立期間当時同社に勤務していたと供述していることから、同社に勤務していたことは推認できるが、同僚等の所在が不明であり、当時の厚生年金保険料の控除の状況等の確認ができなかった上、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料及び供述が得られないことから、平成20年4月16日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。
- 2 今回、所在が判明した複数の同僚は、申立人が申立期間において株式会 社Aで勤務していたことを供述していることから判断すると、申立人は申

立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立 人と同じ業務に従事していたとする同僚のほぼ全員に厚生年金保険の被保 険者記録が確認できるところ、当該同僚から「業務内容及び職種等にかか わらず、当時従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」との供述が得 られた。

さらに、複数の同僚が供述した当時の従業員数と株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当時の厚生年金保険の被保険者数はおおむね一致していることが確認できることから判断すると、申立事業所は、当時、ほぼすべての従業員について厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

加えて、複数の同僚は株式会社Aには試用期間があったと供述しているところ、当該同僚らについて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日とそれぞれが供述する入社時期が一致していないことが認められ、申立人が同じ業務に従事したとして名前を挙げた同僚が、昭和 31 年1月に入社したとするものの、当該被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格を同年9月10日に取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 6月1日から 35 年1月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事したとする同僚の昭和32年10月から35年12月までの期間における株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保 険者名簿から申立人の氏名及び健康保険番号に欠番が見当たらないことか ら、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、申 立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社 会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事 業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、 その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年6月1日から35年 1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行ってお らず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していな いと認められる。

3 一方、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年5月31日までの 期間について、同僚の供述などから判断すると、申立人は当該期間におい て申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が申立事業所において試用期間があったことを供述している。

また、事業主は当該期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができず、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 山口厚生年金 事案 761 (事案 309 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和57年2月2日、資格喪失日に係る記録を58年7月25日とし、申立期間②の資格取得日に係る記録を60年7月22日、資格喪失日に係る記録を62年3月1日とし、標準報酬月額を57年2月から58年6月までの期間は20万円、60年7月から62年2月までの期間は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月2日から58年7月25日まで

② 昭和60年7月22日から62年3月1日まで

私は、社会保険事務所(当時)に株式会社Aでの厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

両申立期間当時、溶接工として勤務し給与から厚生年金保険料等が控除されていた記憶がある。

私が両申立期間において当該事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録及び複数の上司の供述から、両申立期間において、申立人が株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかし、両申立期間当時、株式会社Aが加入していた厚生年金基金及び健康保険組合において、申立人に係る加入員記録及び健康保険の被保険者記録が確認できず、また、オンライン記録によると同社は平成14年1月1日に厚

生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっていることから供述が得られず、さらに、同僚及び上司の供述から、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがえないことなどから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、当委員会の決定に基づき平成21年3月4日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

加えて、その後の再申立てについても、申立人が供述する給与手取月額と 当委員会が当時の申立人の給与総月額に基づいて試算した給与手取月額との 間に差が見受けられたことから判断すると、厚生年金保険料は給与から控除 されていなかったことがうかがえるとして、当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行 われている。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、昭和 44 年 4 月から平成 13 年 12 月までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる株式会社Aの現社長及び 40 年 3 月から 13 年 12 月までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元上司は、「株式会社Aでは、両申立期間当時、一般従業員は全員厚生年金保険に加入させていた。申立人が厚生年金保険への加入を拒否したという記憶は無く、申立人は厚生年金保険に加入していたはずだ。」と供述し、株式会社Aの現社長は、「両申立期間当時、当社の繁忙期において、一般の雇用形態とは異なる従業員がおり、その者については厚生年金保険に加入させていなかった。しかし、申立人は職業安定所を通じて採用した一般従業員であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずだ。」と供述している。

また、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚は、全員が雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることから判断すると、申立人についても雇用保険の被保険者期間は厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、当初、当時の手取額は 24 万円ぐらいであったと供述していたが、今回記憶違いであったとして、当時の手取額は 17 万円程度であったと供述しているところ、株式会社Aの現社長は、「申立人の給与総月額は、残業代等を含め、多くても 20 万円から 22 万円程度の金額だったと思う。」と供述している。

加えて、株式会社Aの現社長は、「両申立期間当時に株式会社Aに在籍していた従業員は常時 14 人程度で、社会保険の適用除外となる短時間労働者は雇用しておらず、従業員全員が厚生年金保険に加入していたはずだ。」と供述しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、両申立期間において 13 人から 17 人の厚生年金保

険の被保険者数が確認できることから判断すると、両申立期間当時、申立事業所では、従業員のほぼ全員について厚生年金保険に加入させていた事情が うかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける申立人と勤務形態が同じで年齢及び経験年数が近い同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和57年2月から58年6月までの期間は20万円、60年7月から62年2月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 14 年 1 月 1 目に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の同社の代表取締役及び事務担当者は既に亡くなっていることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届(被保険者報酬月額算定基礎届を含む)を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が、当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 2 月から 58 年 6 月までの期間及び 60 年 7 月から 62 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 山口国民年金 事案 568

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

A県B市で飲食店を経営していたとき、昭和 40 年の結婚(同年3月に同居し、同年5月に婚姻届を提出。)を機に、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、妻が毎月納付組織に支払うか、あるいは同市C分室に持参して納付していた。

国民年金保険料の納付済期間が、昭和 42 年 4 月以降となっており、 申立期間が未納になっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 48 年 12 月に妻と連番で払い出され、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月 1 日までさかのぼって資格取得していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳から、申立人及びその妻の昭和 42 年4月から 46 年3月までの国民年金保険料は、49 年に特例納付制度により一括納付され、46 年4月から 48 年3月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、同台帳によると、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までは未納となっていることが確認できる上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効が到来しているため納付できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関 与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする妻は、申立期間当

時の具体的な納付金額や詳細な納付状況についての記憶が曖昧である。

加えて、妻が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家 計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判 断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め ることはできない。

## 山口厚生年金 事案 762

#### 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生 年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月から同年12月まで

② 昭和32年3月から34年4月まで

③ 昭和35年10月から同年12月まで

私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会 したところ、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が 確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①は、昭和 31 年 5 月から、株式会社AのB支店でC製品の販売業務に8か月間従事した。

また、申立期間②は、有限会社DでE及びFの修理並びに販売業務に従事し、申立期間③は、下請けのC工事店(店名不詳)で新築家屋の屋内配線工事の業務に従事していた。すべての申立期間について、厚生年金保険が未加入と記録されているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「株式会社AのB支店でC製品の販売業務に従事しており、厚生年金保険料はG市の株式会社A本社で控除されていた。」と供述しており、閉鎖登記簿謄本によれば、同社の本店所在地はG市H町\*番地\*と登記され、業種はC器具の販売等と記載されていることから判断すると、同社B支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人について記憶に無い。」と供述している。

また、当時の事業主は既に死亡している上、賃金台帳及び労働者名簿等の書類は廃棄処分されているため、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立 人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

2 申立期間②に係る有限会社Dについて、現在の事業主は、申立期間② 当時は個人商店のため厚生年金保険に加入していなかったと供述してお り、有限会社Dに係る事業所名簿によると、同社は昭和 49 年 12 月 1 日 に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては厚 生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間②当時の関連資料は保管されておらず、申立人は申立期間②当時の同僚について名前を挙げていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 3 申立期間③に係るC工事店(店名不詳)について、申立人は事業所名についての記憶が定かでなく、申し立てている住宅屋内配線業務に関連すると推測される I 株式会社 J 支店、K 株式会社 L 支店、M 協会及びN 商工会議所に該当事業所についての調査依頼を実施したが、いずれの事業所においても具体的な事業所名について特定する供述及び関連資料を得ることができず、申立人は申立期間③当時の同僚について名前を挙げていないことから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できない。
- 4 このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 763

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月ごろから22年3月19日まで 私は、昭和21年6月ごろ、A株式会社(現在は、株式会社B)C支社 に勤務していたD氏に誘われてA株式会社C支社に入社し、申立期間にお いて、A株式会社が所有するE丸に乗り込んだ。

昭和21年9月ごろから同年10月ごろまでの期間において会社を無断欠勤したが、同年11月上旬ごろから再び出社しE丸に乗り込んだ。

欠勤していた期間も健康保険被保険者証を持っていた記憶があるので、 欠勤期間に係る船員保険料は給与から控除されていたものと思っている。 申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持していないものの、申立人に係る船員保険被保険者台帳から、昭和22年3月19日から25年5月2日までの期間においてE丸に係る船員保険の被保険者であることが確認できる上、申立人が述べる申立期間当時のE丸に係る業務内容等は、A株式会社が所有するE丸に係る船舶別の船員保険被保険者名簿から、申立期間当時において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述とおおむね一致していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人がE丸に乗り込んでいたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間のうち、A株式会社C支社を欠勤していた期間も健康保険被保険者証を所持していたとして船員保険の被保険者期間であったと主張するところ、申立人は、「当該欠勤期間に係る給与を受けた記憶は

無く、また、欠勤期間中の船員保険料をA株式会社C支社に持参したことも無い。」と述べていることから判断すると、欠勤していたとする昭和 21 年 9月ごろから同年 10 月ごろまでの期間において、申立人が船員保険被保険者の資格を有していたとしていることは不自然である。

さらに、A株式会社が所有するE丸に係る船舶原簿からE丸が昭和 21 年 5月8日に船舶登録を行っていることが確認できるところ、A株式会社が所有するE丸に係る船舶別の船員保険被保険者名簿において、同日から申立期間を含む期間において船員保険被保険者の資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人が「私をA株式会社C支社に誘ってくれ、一緒にE丸に乗り込んだ。」とするD氏は既に亡くなっている上、A株式会社が所有するE丸に係る船舶別の船員保険被保険者名簿においてD氏の船員保険の被保険者記録を確認することができない。

また、株式会社Bは、「申立期間当時の船員保険の関連書類は保存されておらず、当時の船員保険関係の業務について分かる担当者もいない。申立人について当社が保管しているのは、昭和35年2月1日に乗船、36年4月20日に下船した記録のみである。」と述べているところ、当該乗船記録は、昭和35年2月1日に船員保険被保険者資格を取得し、36年4月20日に同資格を喪失したとするオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、前述の船員保険被保険者名簿において住所が確認できた3人の同僚は申立人を記憶しておらず、申立人の船員保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。